



# 島根県報

平成28年3月29日(火)  
号外 第61号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【教委規則】

- |                                         |          |   |
|-----------------------------------------|----------|---|
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則           | (教育庁総務課) | 2 |
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | (〃)      | 4 |
| る規則                                     |          |   |

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県教育委員会教育長 鴨木朗

### 島根県教育委員会規則第5号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（級別職務分類基準）」に改め、同条中「定める職務の級の分類」を「規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で教育委員会規則で定めるもの」に改め、「から別表第1の3まで」を削り、「級別職務分類表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表」に改める。

第4条の3中「行われる職の属する職務の級」を「結果に基づいて適用される別表第6から別表第6の3までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級」に改める。

第5条中「教職員となる」を「教職員となった」に改め、「ところにより」の次に「、その職務に応じて」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- (2) 新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第2項に掲げる教職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第11条第2項本文（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときには、当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときには、教育委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第6条の前の見出しを「（号給の決定）」に改め、同条第1項第1号ア中「別表第6から別表第6の3までに定める」と「（以下「初任給基準表」という。）」を削る。

第8条第1項中「15月」を「12月」に、「までの」を「を超える」に、「超えない年数」を「超える年数」に、「12月」を「15月」に改める。

第11条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「教職員」を「前項の規定により教職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教職員を昇格（教職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じてその者の属する職務の級を決定するものとする。

第13条の2中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第31条の4第3項第1号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同項第5号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第6号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第7号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第8号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第9号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第10号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第11号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第12号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第13号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第2条関係）

中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
2級	講師（教育委員会が定めるものに限る。）

別表第1の2及び別表第1の3を削る。

別表第3の4の部中「中学校」の次に、「、義務教育学校」を加える。

別表第6から別表第6の3までの規定中「第6条関係」を「第4条の3関係」に改める。

別表第7備考4中「、歯学又は」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは」に、「獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年である」を「修業年限4年の」に改める。

別表第9の4中「出雲市立塩治小学校」を「出雲市立塩治小学校」に、同「高松小学校」を「出雲市立第一中学校」に、同「第二中学校」を「出雲市立第一中学」に改める。

校に改める。

別表第9の5中「同大津小学校」を「同大津小学校」に、「同長浜小学校」を「同長浜小学校」に改める。

校に、「同三刀屋中学校」を「同三刀屋中学校」に改める。

別表第10中「同都万学校給食センター」を削り、「同阿須那小学校」を「同阿須那小学校」に改める。

「出雲市立窪田小学校

に、「安来市立布部小学校」を「同赤屋小学校」に、「同比田小学校」を「同飯南町立志々小学校」に改め、「同飯南町立志々小学校」を「同赤名小学校」に改める。

「同阿須那小学校」及び「同左鎧小学校」を削る。

「奥出雲町立馬木小学校

雲南市立田井小学校

同掛合小学校

同掛合中学校

同掛合学校給食センター

「安来市立布部小学校」を「同北三瓶小学校」に改める。

同赤屋小学校を「同北三瓶中学校」に改める。

奥出雲町立高田小学校を「同飯南町立頓原小学校」に改める。

同阿井小学校を「同頓原中学校」に改める。

同馬木小学校を「同赤来中学校」に改める。

雲南市立田井小学校を「同飯南町学校給食共同調理場」に改める。

別表第10の2中「同大田市立志学小学校」を「同来島小学校」に改める。

同高山小学校を「同赤来中学校」に改める。

同志学中学校を「同江津市立桜江小学校」に改める。

同 北三瓶小学校	同 桜江中学校
飯南町立頓原中学校	川本町立川本中学校
邑南町立矢上小学校」	美郷町立邑智小学校
	同 邑智中学校
	邑南町立矢上小学校
	同 石見東小学校
	同 石見中学校
	同 邑南町西学校給食センター」

別表第10の3中「奥出雲町立亀嵩小学校」を「奥出雲町立阿井小学校」に改め、「同 三沢小学校」、「同 仁多中学校」、「同 仁多学校給食共同調理場」、「同 橫田中学校」、「同 橫田学校給食共同調理場」、「大田市立池田小学校」、「同 北三瓶中学校」、「同 第三中学校」、「飯南町立赤来中学校」、「同 順原小学校」及び「同 飯南町学校給食共同調理場」を削り、「川本町立川本小学校」を「浜田市立今福小学校」に改め、「美郷町立邑智小学校」、「同 邑智中学校」、「邑南町立石見中学校」及び「同 邑南町西学校給食センター」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

##### (管理職手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

##### (へき地手当に関する経過措置)

3 施行日の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係る改正後の規則に基づくへき地手当の支給割合（へき地手当の月額を得るために、給料及び扶養手当の月額の合計額に乗ずるものとして定められている割合をいう。以下同じ。）が施行日の前日におけるへき地手当の支給割合を下回ることとなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則第32条の2の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則に基づくへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達するまでの間（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

4 施行日の前日においてへき地等学校（へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第19条の3第1項の規定に基づき指定された学校をいう。以下同じ。）として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する教職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第32条の3第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

---

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県教育委員会教育長 鴨木朗

**島根県教育委員会規則第6号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年島根県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。